

令和6年7月26日

報道発表資料

後期高齢者医療における高額介護合算療養費の過少支給について

1 概要

後期高齢者医療制度上の世帯単位で、後期高齢者医療制度の負担と介護保険の負担の両方が発生し、1年間の合計（計算期間：8月1日～7月31日）が基準額を超えた場合、その超えた額が高額介護合算療養費として、医療分・介護分それぞれ払い戻されます。

このたび、令和3年度分の高額介護合算療養費のうち、介護保険分の支給額について、6月12日に市区町村担当課から問合せを受けて確認したところ、一部の被保険者については介護保険の自己負担額の計算漏れにより、本来の支給額より少ない金額で支給しておりました。

2 該当件数

横浜市8世帯・小田原市2世帯・二宮町1世帯の合計11世帯22名です。また、本来の支給額との差額は平均93,696円、最大209,444円、最小2,020円、合計1,030,659円です。

3 原因

本件は令和5年12月11日に最終報を行いました「神奈川県後期高齢者医療広域連合から送付した高額介護合算療養費の申請勧奨通知における給付予定額（見込）誤りについて」と同じ原因によるものですが、申請勧奨通知を作成する委託事業者において、令和4年12月に実施した年次処理中にシステムが異常終了したため、改めて処理を実施しました。その際の手順に誤りがあり、一部の被保険者については、介護保険の自己負担額がシステムに反映されておりませんでした。

本来はシステムに自動反映されている介護保険情報について、申請書の受付を行った際に、その対象者を1件ごと対象者リストと突合し、介護保険情報の補記対応及びシステムへの手入力を追加で行うことで、通常通りの支給を行っておりました。

こうした中、このたびの該当の被保険者につきましては、見落とし等により、補記及び入力漏れ、介護保険の自己負担額がシステムに反映されていないまま支給額の計算が行われたことにより、支給された金額が過少となっております。

4 対応

該当の方には、架電やお詫び文を送付したうえで、介護保険情報をシステムに追加入力し、支給額の再計算処理を行うことで、本来支給されるべき金額との差額を8月以降、追加支給します。

5 再発防止の取組

委託事業者に対しては、処理の異常終了時の対策及び異常発生報告の徹底について、改めて指導いたしました。また、手作業によるリストとの突合だけでなく、システムで該当者の抽出・確認を行うことで支給漏れがないようにいたします。

今後も事務誤りに対して、複数の目で確認するなど、さらなる誤りとならないように確認を徹底してまいります。

問い合わせ先
神奈川県後期高齢者医療広域連合
給付課長 田中 憲明
電話 045(440)6713